

福岡県公報

平成二十四年四月二十日
第三千三百八十八号
増刊
①

目次

告 示 (第七百六十九号)

○宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講義 (建築指導課) ……………一

告 示

福岡県告示第七百六十九号

宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講義 (昭和五十五年十二月福岡県告示第九百六十五号) の一部を改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年四月二十日

福岡県知事 小川 洋

第一号中「社団法人福岡県宅地建物取引業協会」を「公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会」に改める。